

春日部市病院事業管理規程第 7 号

春日部市立医療センター駐車場管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 4 月 30 日

春日部市病院事業管理者 三宅 洋

春日部市立医療センター駐車場管理規程の一部を改正する規程

春日部市立医療センター駐車場管理規程（平成28年病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第5条 駐車場を使用できる者は、春日部市立医療センター（以下「市立医療センター」という。）の受診者（診療等を受けるために来院する者をいい、当該者を乗車させて来院する者を含む。）及び受診者以外の市立医療センター利用者（売店のみの利用者を除く。）をいう。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の特例)</p> <p>第9条</p> <p>(3) 市立医療センターの医療従事者（委託業者の職員を除く。）が、次のアからウまでのいずれかに該当し登院するための自動車</p> <p>ア オンコール体制により救急患者に対し医療を提供するとき。</p> <p>イ 勤務日以外において、入院患者の経過観察等が必要なとき。</p> <p>ウ 災害対応（警戒を含む。）に当たり、災害対策本部員等初期参集者が参集するとき。</p> <p>(4) 第5条に規定する駐車場を使用できる者のうち、次のアからウまでのいずれかの手帳の交付を受けているものが市立医療センターを利用するための自動車</p> <p>(5) 入院患者家族証（様式第3号）（以下この号及び次項において「家族証」という。）の交付を受けた者が、当該入院患者に係る用務のため使用する自動車（家族証と駐車券を</p>	<p>(対象者)</p> <p>第5条 駐車場を使用できる者は、春日部市立医療センター（以下「市立医療センター」という。）の受診者（診療等を受けるために来院する者をいい、当該者を乗車させて来院する者を含む。）及び受診者以外の市立医療センター利用者（売店のみの利用者を除く。）をいう。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の特例)</p> <p>第9条</p> <p>(3) 市立医療センターの医療従事者等が救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制）により登院するための自動車</p> <p>(4) 次のアからウまでのいずれかの手帳の交付を受けている者が通院するための自動車</p>

同時に提示した場合に限る。)

(6) (略)

2 前項第5号の自動車を使用し、使用料の特例を受けようとする者は、入院手続き以降に入院患者家族証発行申請書(様式第4号)を提出し、家族証の交付を受けるものとする。なお、家族証を紛失したときは、速やかに入院患者家族証紛失届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(領収書の交付)

第10条 管理者は、条例第2条第8号の規定により使用料を徴収したときは、春日部市立医療センター駐車場領収書(様式第6号)を交付する。

(5) (略)

(領収書の交付)

第10条 管理者は、条例第2条第8号の規定により使用料を徴収したときは、春日部市立医療センター駐車場領収書(様式第3号)を交付する。

(4) 様式第3号を次のように改め、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第3号(その1)(第9条関係)

入院患者家族証

(表面)

縦
7.35cm

**Kasukabe
Medical
Center+** 入院患者家族証

病棟 : 4・5・6・7-N・S・E 号室

ID :

春日部市立医療センター

(裏面)

注意事項

- 駐車券認証の際、面会・時間外受付に提示してください。提示がない場合は、無料認証ができません。その場合の駐車料金は返金できませんので、ご了承ください。
- 退院の際、必ず返納してください。
- 退院後は使用できません。
- 他人に譲り渡さないでください。
- 入院患者家族証は、入院のつど交付します。

横 10.5cm

様式第3号 (その2) (第9条関係)

入院患者家族証
(表面)

縦 7.35 c m

Kasukabe Medical Center+	入院患者家族証 (小児科)
春日部市立医療センター	

(裏面)

/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/

注意事項

- 駐車券認証の際、面会・時間外受付に提示してください。提示がない場合は、無料認証ができません。その場合の駐車料金は返金できませんので、ご了承ください。
- 退院の際、必ず返納してください。
- 退院後は使用できません。
- 他人に譲り渡さないでください。

横 10.5 c m

様式第4号（第9条関係）

入院患者家族証発行申請書

年 月 日

春日部市病院事業管理者 あて

次のとおり入院患者家族証の発行を申請します。

届出者	住所			
	氏名			
	電話番号			
患者様氏名			病棟	

※ 提出先

平日：正面玄関6番窓口
休診日、時間外：ER救急外来受付

※医療センター記入欄	
発行番号	

様式第5号（第9条関係）

入院患者家族証紛失届

年 月 日

春日部市病院事業管理者 あて

次のとおり入院患者家族証を紛失したので届け出ます。
あわせて、入院患者家族証の再発行を申請します。

届出者	住所		
	氏名		
	電話番号		
患者様氏名		病棟	

再発行番号 ※職員記入用	
-----------------	--

様式第6号 (第10条関係)

春日部市立医療センター駐車場領収書

縦 10.0 c m

春日部市立医療センター
駐車場

春日部市立医療センター
登録番号 T 5800020003244

領収書

精算機		精算No.	
発券機		発券No.	
入庫時刻	年 月 日 ()	:	
出庫時刻	年 月 日 ()	:	
駐車時間		:	
駐車料金	料金		円
店	枚		円
=====			
合計			円
現金領収額			円
お預り			円
お釣り			円

合計は消費税率 10%対象です。
合計には消費税を含みます。

横 5.7 c m

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。